

(別紙)

不当労働行為に関する紛争処理手続

初審手続

申立て	不当労働行為の事実があったこと等の申立て
	<p>不当労働行為の類型(労働組合法7条) -----</p> <ul style="list-style-type: none">不利益取扱い...労働者が労働組合の組合員であること労働組合に加入し若しくはこれを結成しようとしたこともしくは労働組合としての正当な行為をしたことを理由として労働者につき解雇その他の不利益な取扱いをすること黄犬契約...労働者が労働組合に加入せずもしくは脱退することを雇用条件とすること団体交渉拒絶...正当な理由がなく団体交渉を拒否すること支配介入・経費援助...労働組合の結成・運営を支配介入し、又は経理上の援助をすること報復的不利益取扱い...労働者が不当労働行為の申立てをしたこと、あるいは、労働委員会における手続中証拠を提示したり、発言したことを理由にこれを不利益に取り扱うこと
調査	両当事者に主張と立証方法を明らかにさせて、争点を明確にし、かつ審問の計画を立てるための手続
	<p>調査手続では、併せて管轄の有無及び当事者適格等の形式的要件について事実の取調べが行われ(労働委員会規則37条3項)、形式的要件を欠く場合には、申立てが却下される(労働委員会規則34条)。</p>
審問	調査終了後、両当事者立会いの下で、証人尋問等の事実の取調べを行うための手続(労働組合法27条1項、同条3項等)
	<p>審問手続では、当事者の立会いが保障され、反対尋問を</p>

する機会が与えられている。

合 議
命 令

審問を終了したときは、合議を行い、命令の内容を決定する（労働委員会規則 2 条 1 項）。

再審査手続

初審手続に不服のある当事者は、中央労働委員会に対し、再審査を申し立てることができる。不服の申立があった範囲内において、初審手続と同じく、調査・審問・合議・命令の手続により審査が行われる（労働組合法 27 条 5 項，同条 11 項，労働委員会規則 51 条から 56 条まで）。

行政訴訟

行政事件訴訟法に基づき、労働委員会の命令の取消を求める旨の取消訴訟を提起することができる。

通常の取消訴訟と同じように、三審制の手続で審理が行われることになる。